

三位一体の改革に関する緊急アピール

「三位一体の改革」のこれまでの経過を振り返れば、地方交付税等の大幅削減にはじまり、義務教育費国庫負担金の退職手当の一般財源化、国民健康保険の都道府県交付金の導入、国の関与が残ったままの交付金化、一方的なスリム化など、地方への負担転嫁や、既得権益を保持しようとする各省庁の理念なき抵抗によって、地方分権を進める本来の方向が大きく歪められたものとなってきた。

今年は、これまでの改革の一つの大きな節目であり、現在は、国の予算編成の過程における政府与党の合意に向けた検討が進められているが、今こそ、小泉首相のこれまでの発言どおり、地方の意見を尊重し、本来の改革の理念に立ち返り、旧い行政システムから脱却していくことを選択すべき時期である。

しかしながら、国における対応の実態は、厚生労働省から「生活保護費及び児童扶養手当に関する関係者協議会」での論議を無に帰すような国庫負担率の引き下げ等が提案され、また「財政制度等審議会」では来年度に地方交付税による財源不足の補てんを廃止する建議素案が検討されているとの報道があるなど、これまでの地方の声や取り組みを全く踏みにじるような動きが、依然として見られる状況にある。

このような方向がもし具体化されるならば、これまでの地方分権の取り組みは、国民を欺いたものとなり、また、本県のように税源に乏しく地方交付税に大きく依存する地域での地方財政の運営が不可能となる事態を招き、住民の生活を守るという地方自治体の責任を果たすことが困難となるとともに、地域経済への影響も計り知れないものとなる。

高知県自治体代表者会議は、国が地方の声を真摯に受け止め、本来の地方分権の理念に立った自主・自立に繋がる「三位一体の改革」を推進するよう、次の点を強くアピールする。

- 1 国庫補助負担金の改革については、累次の骨太方針のとおり、「税源移譲に結びつく改革」、「地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する改革」とするため、地方六団体が提案した案を尊重し、最終的には「国と地方の協議の場」において決定すること。

特に、地方への一方的な負担転嫁となる生活保護費負担金や義務教育費国庫負担金の国庫負担率の引き下げや、国の関与が依然として残る交付金化など、三位一体の改革と無関係な見直しは、絶対に行わないこと。

- 2 地方交付税等については、骨太方針等に基づき、平成18年度において「地方団体の安定的な財政運営に必要な総額を確保する」こととし、地方の実情を無視した大幅な削減は絶対に行わないこと。また、財政調整、財源保障の両機能を充実・強化し、各自治体が財政力の強弱にかかわらず安定的な財政運営が可能となるよう確実な財源措置を行うこと。

- 3 過疎地域自立促進特別措置法等により、特定地域に対する財政上の特例措置の対象となっている国庫補助負担金を改革する場合には、実質的な特例措置が確保されるよう、所要の財政措置を適切に講じること。

平成17年11月16日

高知県自治体代表者会議

議長 高知県知事	橋本 大二郎
高知県議会議長	結城 健輔
高知州市長会会長	岡崎 誠也
高知市議会議長会会長	田中 健
高知県町村会会長	宗石 教道
高知県町村議会議長会会長	新階 讓二